

令和7年度第9回埼玉地方最低賃金審議会(全員協議会)の開催について

標記会議を下記のとおり開催予定ですので、傍聴を希望される方はお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和8年3月10日(火) 午後3時から
- 2 開催場所 埼玉労働局 15階会議室(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15階)
- 3 議題 (1) 埼玉労働局による最低賃金関係の取組について
(予定) (2) 特定最低賃金改正申出の意向確認について
(3) 令和8年度埼玉地方最低賃金審議会の運営について
(4) その他
- 4 傍聴者 定員5名(原則)

5 申込要領

傍聴を希望される方は①傍聴を希望される審議会の開催日、②住所、③氏名、④職業、⑤電話番号(連絡先)をご記入の上、郵送又はメールにより下記までお申込ください。

申込締切は令和8年3月6日(金)午後5時15分(必着)です。

郵送の場合：〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15階 埼玉労働局賃金室

電子メールの場合：saitama-saichin@mhlw.go.jp

- ・ 応募多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ・ ご応募いただいた方には、電話又は電子メールにより結果をご連絡いたします。

6 その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子をお使いの方は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名もお書き添えください。

担当： 埼玉労働局労働基準部賃金室

TEL 048-600-6205

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 傍聴中は、携帯電話、スマートフォン等通信機器の電源は必ず切ってください。
- 4 会場内では、写真撮影及びビデオカメラ、テープレコーダー等を使用することはできません。
- 5 審議中の私語、発言又は拍手その他審議の進行を妨害する行為は禁止します。
- 6 傍聴中は、飲食、飲酒及び喫煙はできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内での着用を禁止します。
- 9 銃刃類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められている方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、部会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。

埼玉地方労働審議会家内労働部会